（注９）　６．ホについては、認定申請者が個人である場合で３．の物品の生産者でない場合にあっては、生産者との間の営業日及び緊急時における連絡方法を記載し、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、例えば、経済産業大臣からの情報提供要請等に適確かつ迅速に対応できるための生産者との連絡体制を記載するとともに、営業日及び緊急時における連絡方法を事務所ごとに記載し、これらの事項を証する書類として取引先連絡簿等を添付すること。また、生産者との円滑な連絡体制の構築を可能ならしめるために、申請者と生産者との間の情報収集・管理体制（例えば、誓約書等の様式作成及び定期的な点検方法等の取決め、情報システム化の確立）及び情報提供・指導助言体制（例えば、定期的な説明会の実施や相談窓口の設置）について記載すること。

（注10）　認定申請者が個人である場合にあっては、ロ及びハの事項の記載を要しない。

＜備考＞

この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十四（第十七条関係）

名称等変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名等
（注１）　　印（注２）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の６の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．変更する（した）事項
２．変更する（した）年月日
３．変更の理由

＜記載要領＞

（注１）　代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。

（注２）　押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。

（注３）　１．は、変更前及び変更後を対照表にして記載すること。また、変更する事項が「輸出する物品の品名」に係る場合には、物品ごとに当該物品の生産者名、その所在地及び連絡先を付記すること。

＜備考＞

この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十五（第二十三条関係）

表

12cm

立入検査員証
第　　号
官　職
氏　名
（　　年　　月　　日生）
上記の者は経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の12の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。
年　　月　　日発行
経済産業大臣　　印

写
印
真

9cm

裏

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（抄）

（認定輸出者に対する立入検査等）

第七条の十二　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十七条の二　第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

第一条　この省令は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第二条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「原産地証明書の発給に関する事務」を「原産地証明書（以下この項において単に「原産地証明書」という。）に関する次に掲げる事務」に改め、同項に次の二号を加える。

一　原産地証明書の発給に関すること。

二　原産地証明書を作成する者の認定に関すること。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。